地域づくり活動団体・グループのＰＲ支援に関する要領

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　兵庫県西播磨県民局県民躍動室

１　目的

県は、西播磨総合庁舎内に地域づくり活動団体・グループ（以下、「団体等」という。）が県民にＰＲする専用コーナーを設置するなど、団体等のＰＲ活動を支援することにより、団体等の活性化ひいては地域の活性化を図る（専用PRコーナー等の利用には団体等の登録が必要）。

２　登録できる団体等

(1) 西播磨地域を中心に活動していること

(2) 「まちづくり」「福祉」「地域安全」「食育・子育て支援」「文化芸術」「環境」「農山漁村活性化」などの地域づくり活動を行っていること

(3) 活動が政治、宗教、あるいは営利目的などではないこと

３　団体等への支援の内容

　(1) 団体等は、西播磨総合庁舎内に設置する専用PRコーナーを利用できる。

　　①　県は、団体等ごとに登録申込書を綴じたファイルを作成・設置する（ファイルの充実整備は団体等が自主的に行う）。

　　②　団体等は、展示棚を利用し、活動内容を紹介する写真や工作物などを展示できる。

　　③　団体等は、パンフレットラックを利用し、イベントチラシなどを設置できる。

　　④　団体等は、掲示板を利用し、他の団体等への依頼事項、ポスターなどを掲示できる。

(2) 県は、団体等の基本情報やイベント情報などを、西播磨県民局のホームページで紹介する。

　(3) 県は、団体等間の交流促進など団体等の活動の充実を図るため、必要に応じ情報提供・あっせんを行う。

４　登録の方法

　　団体等は、所定の「登録申込書」に必要事項を記載のうえ、申し込みを行う（ただし、県は団体等が上記２(3)に該当するなどの場合、申込時に登録を認めない、あるいは登録後に登録を抹消することがある）。

　　また、団体等は、代表者や連絡先の変更等記載事項に変更がある場合、解散したときは、その旨届け出る。

５　その他

(1) 団体等は、登録後、積極的に専用ＰＲコーナーを活用する。

(2) 県は、団体等の展示物などが紛失あるいは破損した場合に、責任を負わない。

　　　附　則

　　この要領は、平成25年５月１日から施行する。